

議案第25号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

1 改正の趣旨

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、本市においても同様の改正を行う。

2 改正の内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるもの。

3 規定の主な内容

第2条第4項ただし書及び第12条第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

4 施行年月日

令和6年4月1日から施行

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

担当

こども・健康部保険年金課

国民健康保険係

電話463-0283